

第59号議案

中間市財政事情書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

中間市長 松下 俊男

中間市財政事情書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例

中間市財政事情書の作成及び公表に関する条例(昭和24年3月31日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「11月15日及び5月15日」を「5月1日及び11月1日」に改める。

第3条第1項中「11月15日」を「5月1日」に、「4月1日から9月30日」を「前年10月1日から3月31日」に改め、同条第2項中「5月15日」を「11月1日」に、「前年10月1日から3月31日」を「4月1日から9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。